

第 1 回 横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 4 月 7 日（火） 10 時 00 分から 11 時 32 分まで
- 2 場 所 横浜市役所 18 階会議室（さくら 14）
- 3 出席者 加世田 恵美子 委員、豊福 誠 委員、花里 麻理 委員、古閑 千枝 委員
- 4 傍聴者 無し
- 5 議事内容

議 題	1 委員長の選出 2 定足数の確認 3 委員会の公開・非公開について 4 議題 1：横浜市陶芸センター第 5 期指定管理者選定スケジュール 5 議題 2：指定管理者公募関係資料について 6 その他
議事・ 委員意見等	1 委員長選出 「横浜市本牧市民公園内の体験学習施設（横浜市陶芸センター）指定管理者選定評価委員会運営要綱」第 6 条第 1 項に基づき、委員の互選により豊福委員を委員長に選任した。 2 定足数の確認 委員数 4 名のうち 4 名の出席により定足数を満たしており、会議の成立を確認した。 3 委員会の公開・非公開について 「議題 1：横浜市陶芸センター第 5 期指定管理者選定スケジュール」及び「議題 2：指定管理者公募関係資料について」の審議については、会議を非公開とした。 4 議題 1：横浜市陶芸センター第 5 期指定管理者選定スケジュール 事務局から選定スケジュールについて説明、承認された。 5 議題 2：指定管理者公募関係資料について 事務局から公募関係資料（公募要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目等）の説明を行い、委員の意見交換を行った。採点方法と最低基準点を確認・決定した。 【主な委員意見及び事務局回答】 (1) 選定スケジュールについて ・意見無し (2) 公募要項 ・意見なし (3) 業務の基準 ・資料の目次と本文、ページ番号に不整合があるのではないかと。 →修正対応する。 ・自主事業というのは、どういう経緯で今回から加わったのか。 →制度所管課である共創推進課からは、貸し館業務しかやっていないような施設だと利益がなかなか出づらいという実態があり、指定管理者公募の際の手が挙げられづらくなっている現状を踏まえ、指定管理者ガイドラインの改正により、自主事業を企画して、より利益が出るような仕組みにしたと聞いている。文化施設においては、使命の中に自主事業を組み込んでおり、大きく変わるものではないと思われる。また、市民生活を向上させるため、その施設をより活用してもらう

	という意味も込めて、自由度を上げて指定管理者に運営していただくという意味で、自主事業を改めて設定したということと認識している。 ・指定管理業務と自主事業のすみ分けはどのように整理されるのか。 → 1つの例としては、指定管理業務は開館時間内に行うことを想定していることから、時間外に指定管理者が独自に企画・実施するものは自主事業と整理できる。 ・自主事業に伴う事故や追加経費は誰が負担するのか。 → 原則として指定管理者の責任と負担とするが、市に起因する施設不具合等の場合は協議により対応する。 ・保険の取扱いはどうになっているのか。 → 原則として指定管理者の判断で加入するが、施設管理上の瑕疵に起因する場合は市と協議の上、責任分担を整理する。 (4) 提案課題及び評価項目 ・提案書の分量(A4・2～4枚程度)は適正か。 → これまでの実績を踏まえた設定であるが、過去の提出状況を確認し、必要に応じて縮減を検討する。 ・提案書作成においてAIを活用してもよいか。 → 特段の制限は設けず、活用しても差し支えない。 ・来館者がけがをした場合の保険は指定管理者が対応するものなのか。 → 指定管理者の判断という形になっている。 ・自主事業がない提案は評価上不利にならないか。 → 自主事業は必須ではなく、提案がない場合でも不利にならない。 ・自主事業の評価方法について、市としても推進していくということであれば、減点を行わなくて良いのではないか。 → 自主事業は加減点項目として扱い、減点を行わず、内容が適切な場合に限り最大10点の加点とすることとする。 ・自主事業の提案は公募の提案時以外もできるのか。できるのであれば、その旨を記載しておく方が良いのでは。 → 提案課題における自主事業提案の説明欄に追記する。 6 その他 ・意見なし
審議結果	公募要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目について、各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえで確定する。確定した公募関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイト上で公表を行う。 また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。